

フェロシアノ化物の食品添加物としての指定の可否
に関する質問について



厚生労働省発食第0711005号
平成14年7月11日

薬事・食品衛生審議会
会長 内山 充 殿

厚生労働大臣 坂口 力

諮問書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求める。

記

フェロシアン化物（フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム及びフェロシアン化ナトリウム）の食品添加物としての指定の可否について

食品添加物の新規指定等の可否に関する 薬事・食品衛生審議会への諮問について

平成14年7月11日
厚生労働省医薬局
食品安全部基準課

- 1 食品衛生法第6条により、食品添加物の製造、輸入、販売等については、人の健康を損なうおそれのない場合として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める場合を除き、禁止されている。
- 2 食品添加物の新規指定要請の手続き等については、食品衛生調査会の答申に基づく平成8年3月22日衛化第29号生活衛生局長通知により、指定要請をする者は、有効性、安全性等に関する資料を添えて厚生労働大臣あて要請書を提出することとされている。
- 3 今回、下記事項について要請がなされたため、食品衛生法第6条等に基づき、食品添加物の指定等の可否について諮問するものである。

4 諮問の概要

食品添加物の新規指定について

- ① 品 名： フェロシアン化物（フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム及びフェロシアン化ナトリウム）
- ② 用 途： 塩の固結防止剤
- ③ 要 請 者： （社）日本輸入食品安全推進協会
- ④ 要請のなされた日： 平成14年7月1日
- ⑤ 外国での使用状況： 塩の固結防止剤として米国、EU等で広く使用されている。
- ⑥ 国際機関の評価： FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）において、一日摂取許容量は0.025mg/kg体重（フェロシアン化ナトリウムとして）と評価されている。